

宮之城都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

宮之城都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「さつま都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

変更の理由

宮之城都市計画区域においては，平成 16 年 5 月に宮之城都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下「本区域マスタープラン」という。）を都市計画決定し，「人と自然が調和した躍動する希望のまち」を基本理念として都市づくりに取り組んできた。

こうした中，平成 17 年 3 月に旧宮之城町，旧鶴田町，旧薩摩町の 3 町合併によりさつま町が誕生し，これまで都市計画区域を定める町村の要件を満たさなかった旧鶴田町，旧薩摩町の地域が新たにさつま町として要件を満たすようになったことなどから，土地利用の状況等を基に都市計画区域の見直しを行った。その結果，現都市計画区域である湯田地区に隣接し土地の形状や利用状況が同じで宅地化が進む鶴田地区と，北薩広域公園区域の一部でありながら都市計画区域外となっている虎居地区の 2 地区を新たに区域に編入するとともに，名称をさつま都市計画区域に改めることとしたところである。

また，同町においては，平成 18 年に鹿児島県北部豪雨災害により，さつま町が甚大な被害を受けたことから，国直轄の河川激甚災害特別緊急事業により大規模な川内川の河川改修工事等が行われ，中心街の景観も大きく変化した。さらに平成 22 年には，さつま町総合振興計画を策定し，まちの将来像を「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」として，多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応し，地域の特性を活かしながら，さつま町が目指す将来像の実現に努めているところである。

こうしたことから，名称をさつま都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全方針に改めるとともに，新たに都市計画区域に編入する鶴田地区（湯田・鶴田地区）の将来の市街地像の追加や，前述の社会情勢の変化を踏まえた記載内容の変更を行うものである。

さつま都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	4
② 土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 交通施設の都市計画の決定の方針	6
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	8
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	9
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	10
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	10
② 市街地整備の目標	11
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	11
① 基本方針	11
② 主要な緑地の配置の方針	11
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	12
④ 主要な緑地の確保目標	13

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

さつま都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の北薩地域に位置し、熊本県人吉市を起点とし薩摩川内市を終点とする国道 267 号、鹿児島市を起点とし出水市を終点とする国道 328 号や鹿屋市を起点とし出水市を終点とする国道 504 号の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。また、川内川流域県立自然公園内に広がる天然林などの豊かな自然資源を有している。

本区域では、江戸期から恵まれた自然条件を活かした島津藩の一大穀倉地帯が形成され、祁答院地方の中心として隆盛を誇っていた。以降、本区域は農業を基幹産業とし、北薩の交通の要衝として現代に至っている。

本区域は面積が広く、中心市街地と周囲の特徴ある各集落から成り立っているが、集落部は概して人口減少が進み、高齢化率が高い傾向にあり、地域社会の維持が課題となっている。

一方、^{みやのじょうやち}宮之城屋地・^{とらい}虎居地域の中心市街地においては、沿道型商業施設の進出や購買ニーズの多様化等により、地区の活力低下を招いているとともに、生活道路の未整備地区が見られるなど、防災面においても市街地整備が求められている。

また、本区域では県立北薩広域公園が整備され、地域高規格道路の整備と合わせ、広域的な交流ポテンシャルが高まりつつあることから、地域資源の連携と有効活用が必要となっている。

本区域は産業、交通、教育文化など広域的に見て北薩地域の中心的役割を担っている。広域的な連携の必要性が高まる中、今後、本区域が地域で果たすべき役割はより大きいものとなっている。

このようなことから、「第 1 次さつま町総合振興計画」において位置付けられている将来像を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」

この基本理念を実現するため、次の 2 つの都市計画の基本方針に基づき都市づくりを進めるものとする。

■ 自然と調和した便利で快適なまちづくり

地域の個性的な資源を活かしながら、それぞれの地域が自分たちの役割を認識し、多様な連携を図ることによって、豊かな自然と便利な都市機能が調和したコンパクトでまとまりのあるまちを目指す。

■ 人々の生活視点から創る環境美化のまちづくり

緑豊かな自然の中で、美しい街並みなどを大切にしながら、それらを活かすとともに、四季折々の花々が咲き誇る美しいまちづくりの展開など、生活する住民の視点から環境美化のまちを目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 宮之城屋地・虎居地域

本区域の主要幹線道路となる国道 267 号、国道 328 号、国道 504 号が交差する虎居地区及びさつま町役場庁舎や保健センター、屋地楽習館等が立地する宮之城屋地地区をにぎわいのある都市中心核として位置付ける。

都市中心核においては、都市サービス機能が集積する中心市街地の利便性を活かしつつ、川内川や北薩広域公園をはじめとする周辺の水辺と緑地と調和した、うるおいのある生活空間を創出する。

都市中心核の中央部は、本区域の中心的な商業・業務ゾーンとして、道路等の都市基盤を整備しつつ、中心市街地活性化基本計画と連携し、北薩広域公園や川内川の親水空間との回遊性を活かした魅力的な商業空間を形成する。

中心市街地を取り囲む住宅ゾーンにおいては、道路や公園等の身近な都市基盤が整った良好な住宅地を形成するとともに、緑化や統一感のある街並み景観の形成等に取り組み、本区域のシンボルとなるような住宅地としての整備を図る。

② 船木地域

国道 267 号・国道 328 号沿道を中心とした船木地域については、沿道商業地、その背後に形成された住宅地、そしてその周辺に広がる茶畑を中心とした優良農地、というそれぞれの土地利用の調和を保ちつつ、都市的土地利用を行う地区については、道路等の都市基盤を整え、快適な生活空間を創出する。

また、宮之城運動公園や文化センターという交流施設の集積を活かすとともに、北薩広域公園、宮之城温泉との連携を図りながら、それぞれの機能強化に取り組み、スポーツとカルチャーが融合した、コンベンションタウンさつもの拠点形成を図る。

③ 北薩広域公園周辺地域

北薩広域公園は地域の自然資源を活かし、芸術性や文化性を備えた北薩地域全体のシンボリックな役割を持つ公園として位置付けられており、中心市街地・宮之城温泉・体験農園等の観光資源と連携することにより、区域内外の住民の活動・交流の場として活用し、本区域の交流機能の強化を図る。隣接する宗功寺公園等の施設や周辺の樹林地についても公園との一体的な整備・保全を進め、まとまりのある交流拠点を形成する。

④ 湯田・鶴田地域

古くから親しまれてきた宮之城温泉については、川内川や竹等の地域の自然、特性を活かした魅力ある温泉街づくりを進める。

また、鶴田支所周辺については、町北部の生活拠点として、周辺の自然環境と調和しつつ、防災上も安全安心で良好な住環境を形成する。

⑤ 農村集落地域 (ときよし・さし・やまさき・ふたわたり・くぶき)

本区域の大部分を占める農村集落地域については、身近な道路の整備等、良好な生活環境の形成に努める。農地については、優良農地の保全を基本としながら、遊休農地等の有効活用を検討していく。特に時吉地区においては、幹線道路の整備等に伴う土地利用への対応も視野に入れつつ、農地の保全に努める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、今後も減少すると予測されることから、人口増大による無秩序な市街化が起こる可能性は低いと判断される。

また、本区域に関連する大規模プロジェクトとしては、地域高規格道路「北薩横断道路」の整備があげられるが、現行の農業振興地域の整備に関する法律による土地利用制限により、無秩序な市街化が起こる可能性は低いと考えられる。

今後の産業の見通しとしては、商工業、特に工業において製造品出荷額は増加すると予測されるが、現在の倉内工業団地における未利用地等で収容可能であるため、新規の用地拡大は見込まれない。また、宮之城屋地・虎居地区の一部で見られる住宅地の密集についても、土地区画整理事業等の面的整備により解消していくこととしている。

また、公営住宅や小規模な住宅地整備を除けば開発はほとんど無いことから、区域区分により無秩序な開発を強力に規制し誘導する必要性は低く、現行の用途地域指定等による建物用途や形態にかかわる規制と誘導によることが適切と考えられる。

一方、市街地背後の樹林地や船木地区、時吉地区等の優良農地については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で十分対処できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

宮之城屋地・虎居地区の国道 328 号沿道を中心とした地区を本区域の中心商業地として位置付け、店舗の共同化や共同駐車場の設置等により自動車利用者への対応に配慮した商業地の形成を図るとともに、歩道など歩行者ネットワークの形成により、周辺住宅地や公園、公共施設等との回遊性を確保し、歩いて買い物を楽しめる魅力的な商業空間の形成を図る。

国道 267 号・国道 328 号沿道の商業地については、中心市街地との機能分担を図りつつ、周辺都市や各地域からのアクセス性を活かした商業・業務施設の立地を進めるとともに、地域の個性ある特産物のアンテナショップ等の立地を図り、広域的な地域の情報発信の場となる商業地形成を図る。

宮之城屋地・虎居地区には、さつま町役場、保健センター、屋地楽習館等の行政サービス機能が集積していることから、今後とも商業機能に加えて行政、福祉等の機能を充実させ、本区域の中心拠点にふさわしい、利便性の高い業務サービス地区を形成するとともに、多くの人が集まる空間として憩い・安らぎの空間を確保する。

b 住宅地

宮之城屋地地区では、現在の市街地環境を改善しつつ、竹林等周辺の緑や景観と調和し、また川内川を身近に感じられるなど、地域の特色を活かした低層戸建住宅によるゆとりある住宅地を形成する。

虎居地区では既に土地区画整理等により道路・公園等の基盤が整備されていることから、今後は良好な居住環境の保全を図るとともに、緑化などにより、更なる居住環境の向上を目指す。

中心市街地周辺の住宅地においては、緑や農地と調和した、ゆとりとるおいのある居住環境の保全・形成を図る。

c 工業地

倉内工業団地及び田原工業団地を工業地に位置づけ、これらの地区を中心に今後とも必要な基盤整備を進めながら、良好な生産環境の保全を図り、本区域の活力となる産業の発展を目指す。

② 土地利用の方針

a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地整備等により整備される新たな市街地にあっては、効率的な土地利用と良好な市街地環境を確保するために、住宅地や商業・業務サービス地区等の計画的土地利用に応じた用途純化を図る。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地のうち、宮之城屋地地区については狭隘道路が見られるなど基盤施設が十分に整備されていないため、市街地整備事業等の導入により居住環境の改善を図る。虎居地区については土地地区画整理事業が既に行われ、道路・公園等の基盤は概ね整っているが、一部道路幅が狭い所もある。現在の良好な居住環境を維持するとともに、緑化等により更なる居住環境の向上を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

中心市街地や周辺に点在する社寺境内地や樹林地などの都市内の貴重な緑地については、地域の歴史や風土を代表し、良好な景観を形成していることから保全を図る。

既存の市街地においては、民有林などの緑地の保全に努めるとともに、敷地内緑化などにより新たな緑の創出を図る。

土地地区画整理事業等により整備された住宅地にあつては、建築物の適正な誘導と合わせて、緑豊かなまちづくりのために、住民の協力を得ながら、うるおいある街並み形成に努める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。特に市街地外縁部や市街地外の国道328号沿道、地域高規格道路とのインターチェンジやアクセス道周辺における新たな土地利用については農業的土地利用との調和を図るものとする。

e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所^{きょうがい}に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。また、保安林等については土砂崩壊防止等災害に対する有益性を持つことからその保全を図る。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域のシンボリックな存在である川内川については、水質浄化を図り、自然の生態系の保全等に配慮して必要な河川の整備を進めるとともに、その魅力的な河川空間を活かして交流ややすらぎの場を形成する。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

○ 主要幹線道路沿道における土地利用転換への対応

主要幹線道路である国道328号等の沿道では、近年、沿道サービス型店舗や医療施設等の立地が進行している。周辺の住宅地や農地等への影響が考えられることから、無秩序な施設立地の防止や、周辺環境との調和に配慮することとする。

○ 地域高規格道路と結ぶアクセス道路整備に伴う周辺の土地利用転換

への対応

地域高規格道路「北薩横断道路」と結ぶ本区域内のアクセス道路の整備が今後検討される。整備の進捗状況に合わせて、アクセス道路の周辺を中心とした土地利用転換に向けた対応を検討していく必要がある。特に、本区域内には優良農地が多く存在しているため、営農環境の保全に配慮するものとする。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域は、南北方向の国道 267 号、国道 328 号及び東西方向の国道 504 号をはじめ、県道等広域的な幹線道路を有しており、それらが中心市街地と隣接都市、各集落を結び付け、骨格的な道路網が形成されている。今後、広域的な高速交通体系を構成する地域高規格道路「北薩横断道路」の整備が進むことから、交通量増加への対応など区域内の幹線道路網の連絡強化が求められている。

一方、市街地部においては、中心市街地を通り、本区域の主要な軸となっている国道 328 号の整備充実とともに、中心市街地の利便性、北薩広域公園との回遊性を確保する都市計画道路を中心とした市街地内道路網の形成が課題となっている。

主要な交通手段である自動車の利便性の確保を図るために、将来の都市構造に対応した幹線道路網の形成及び中心市街地での道路網整備を進めるとともに、歩行者にとって安全で快適な歩行環境づくりを進める必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

○ 広域的連携を目指した広域交通体系への形成

出水地区と鹿児島空港を結ぶ地域高規格道路である北薩横断道路は、広域交通体系としての活用を目指す。また、区域内の幹線道路との連絡強化を図るとともに、北薩広域公園等の地域資源との連携による、広域観光軸の形成に努める。

○ コンパクトに暮らせる都市づくりへ向けた生活軸の形成

本区域の中心市街地と幹線道路沿いに形成された集落という構造を踏まえ、中心市街地と各集落を結ぶ生活軸の強化を図る。

○ 中心市街地の快適性向上

都市機能が集積する市街地部において、自動車利用の利便性向上を目指し、都市計画道路を中心とした適切な道路の配置を進める。また、快適な歩行者空間・歩行者ネットワークの形成を図り、高齢者や障害者をはじめ、

誰にもやさしいバリアフリー等に配慮した道路整備を推進する。

○ 公共交通の充実

公共交通の利用は、環境への負荷の軽減や高齢化の進展に伴い、誰もが利用できる大切な交通手段としてさらにその重要性が増していくことから、今後ともその維持・充実に資する都市基盤の整備を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、地域高規格道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、日常生活に必要な車の利用を安全に、そして利便性と安全性を確保する広域的な道路網と安全な交通環境の形成を目指し、次の方針により適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
地域高規格道路	○隣接都市との交流強化に資する地域高規格道路は、交流・連携、産業の振興を担う広域連携軸として以下の道路を配置し整備を図る。 北薩横断道路
主要幹線道路	○本区域の主要幹線道路として以下の道路を配置し、整備を図る。 都市計画道路 3・5・1 号本町線 (国道 328 号) 国道 267 号 国道 328 号 国道 504 号
都市幹線道路	○市街地及び各地域相互の連携を図るとともに、利便性の高い市街地内道路網の形成を目指し、以下の都市幹線道路を配置し、整備を図る。 市街地内道路網整備： 都市計画道路 3・5・2 号駅前通線 都市計画道路(仮称)愛宕八幡馬場線 ^{あたごはちまんばば} 市街地と各地域を結ぶ道路整備： 県道薩摩山崎停車場線 県道原口薩摩山崎停車場線 県道川内祁答院線 町道川口薩摩湯田停車場線 町道愛宕下船木線 ^{あたごしもふなき}
その他	歩道幅員の確保、段差の解消等に努めながら快適な歩

	行者空間・歩行者ネットワークの形成を図り，高齢者や障害者をはじめ，誰にもやさしい道路の整備を図る。 集落部においては集落内の道路整備と維持管理の充実を進める。
--	--

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	地域高規格幹線道路の整備： 北薩横断道路 都市幹線道路の整備： 県道原口薩摩山崎停車場線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の都市化の進展に対応して，生活環境の整備による住民の福祉の向上に努めるとともに，水道資源及び川内川の水質を保全することを目指し，合併処理浄化槽による対策を主体に置きながら，「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」に基づき，公共下水道をはじめとする総合的な生活排水処理対策に関する調査研究を進め，計画的に整備を行うものとする。

一方，洪水による災害に対し進められてきた激特事業が完了したことから，今後は，内水対策の整備を図り，地域防災計画の適切な運用と総合的な防災対策を充実・強化し，災害の未然防止と被害軽減に努め，自主防災組織の活動を強化することにより主体的な自助・共助の意識を醸成し，地域防災の向上を図る。また，本区域は川内川流域県立自然公園を有することからも，良好な都市環境と都市景観の形成のため，まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図るとともに，水辺や生態系の保全の観点から水質浄化を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域の将来像と地域特性に適した総合的な生活排水対策について，公共下水道を含め調査研究を進める。いずれの方法によるにしても，概ね20年後において都市計画区域全域において処理可能となる水準を確保することを目標とする。

2) 河川

川内川については，激特事業の完了による河川敷の活用と内水対策に努

める。その他の河川については、寄り州除去等を行いながら被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

「さつま町生活排水処理基本計画」に基づき、合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するとともに、農村部においては、農村集落排水施設への加入促進に努める。

さらに「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道をはじめとする総合的な生活排水処理対策に関する調査研究を進め、計画的に整備を行うものとする。

イ 河川

本区域を南北に流れ、中心市街地におけるシンボルともなっている川内川については、激特事業により整備された河川敷等を交流・レクリエーションの場となる親水空間として活用を図る。また、その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
河川	河川改修： 一級河川 川内川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が衛生的な環境のもとで快適な生活を送ることができるよう、全戸に合併処理浄化槽が整備されるまでの間、環境に配慮した衛生的なし尿処理収集の体制維持と、し尿処理施設の機能確保を図る。

また、ごみについては生活の多様化に伴う環境保全に対処しつつ、住民協力によるごみの分別収集の徹底やリサイクル運動、ごみの減量化など官民一体となった環境対策を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、本町で処理されており、収集方法の効率化、ごみ減量運動の推進に努める。また、ごみの不法投棄の防止に努める。

イ し尿処理

し尿については、本町で処理を行っている。今後は合併処理浄化槽によ

る処理を実現するまでの間、現行の収集・処理体制を維持していくものとする。特に、浄化槽設置が遅れている周辺集落では収集を強化し、環境に配慮した衛生的な処理体制の確立を図るとともに、し尿処理施設の機能確保を図る。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ、概ね 10 年以内に新たに整備を予定する施設は特にないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

宮之城屋地・虎居地区は交通の要衝として古くから本区域及び北薩地域の中心地として発展してきたが、近年は商業空間としての魅力の低下や商業施設の老朽化が進んでいる。加えて、主要な交通手段としての自動車利用が市街地を縦断する国道 328 号の交通量増加を加速させており、交通渋滞の解消及び交通体系の整備が求められている。このような状況のもと、商工業者の窓口である商工会と行政が一体となり、中心市街地のまちづくりに取り組んでいく。

本区域を北薩地域の中心、本区域の中心拠点として再生すべく、土地区画整理事業等の市街地整備事業により、道路や公園、歩行者ネットワーク等の整備を進めるとともに、国道 267 号、国道 328 号、国道 504 号については、利便性を高める整備を進める。

商業機能については、都市基盤整備に合わせて商業施設の再配置や建物の更新を図り、魅力ある商業空間を形成していくとともに、住宅地については、基本的に低層住宅を中心として、道路、公園等が整った良好な居住環境の形成を図る。さらに、中心市街地を流れる川内川河川敷の親水空間を活用するとともに、商業空間や居住空間とのネットワーク化を図り、地域全体の回遊性向上を目指す。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主要な区域は次のとおりとする。

地区名	整備方針
宮之城屋地・虎居地区	宮之城屋地・虎居地区の市街地については、国道 328 号の整備とあわせ、本区域及び北薩地域の中心商業地としての再整備を行い、中心市街地の活性化、居住環境の改善、快適な歩行者ネットワークの形成などを図る。

② 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の主要な事業はないが、社会動向やまちづくりの必要性に応じて事業化の検討を行う。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は北部の紫尾山から分岐する山々の丘陵起伏に囲まれた盆地を形成しており、丘陵部は豊かな緑に恵まれている。また、本区域のほぼ中央を南九州一の大河である川内川が東西に横切るような形で流れ、その流域は県立自然公園に指定されている。こうした本区域の優れた自然環境を活用し、憩いの場、自然体験の場としてレクリエーション利用を図る一方、自然災害を防止し、地域固有の生態系を維持するために自然環境の保全に努めるものとする。

都市公園については、今後とも余暇活動の増大に対応し、地域住民の憩いの場や防災拠点確保のため、都市公園をはじめとする公園・緑地を適正に配置し、その整備を図る。北薩広域公園は広域的な利用が見込まれることから、交流拠点として川内川や各地域資源と連携し、中心市街地や周辺都市と結ぶネットワークを形成する。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	市街地部	市街地内の社寺境内林や竹林等、既存の緑の保全を図るとともに、住宅地における塀の生垣化や敷地内緑化などにより新たな緑の創出を図る。
	河川	水辺の保護や生態系の保全の観点から多自然川づくりによる河川の整備に努める。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	自然や家族等とのふれあい、あるいは地域コミュニティや遊びなどの場として、また災害時の避難場所として公園整備を促進する。
	川内川	中心市街地での河川敷、親水公園や水辺の楽校、ちくりん館をはじめとした、流域における人々の憩いの場、交流の場となる親水空間の整備を進める
	北薩広域公園	芸術性や文化性を備えた北薩地域全体のシンボリックな役割を持つ公園として整備を進める。
	周辺の集落部	基幹集落において農業や観光をテーマに、来訪者や住民の交流の場となる公園の整備を行い、新たな観点からの農業の活用を図るものとする。
c 防災系統の配置	区域全体	避難地、避難路、緑地などを配置し、都市内にオープンスペースの確保を図る。

	市街地後背の樹林地	水資源の涵養や土砂崩れ等災害の防止のために、市街地後背の樹林地の保全を図る。
	河川	内水被害を含め、台風や大雨による水害を防止・軽減するため、防災対策を進める。
d 景観構成系統の配置	市街地後背の樹林地等	本区域の原風景を伝える良好な景観を形成する樹林地等については、緑の景観資源として保全を図る。
	市街地部	川内川、北薩広域公園との水と緑のネットワーク形成を目指し、(仮称)愛宕八幡馬場線沿道において一体感のある景観形成を図る。
	湯田地区(宮之城温泉周辺)	竹を活かした街並みの形成や河川敷の整備を進め、周辺の河川や緑地と調和した宮之城温泉らしい景観づくりに取り組む。
	河川	市街地を流れる河川の浄化を図り、清らかな水辺景観の保全を図る。特に本区域のシンボリックな存在である川内川の良好な水辺景観の保全・形成を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

北薩広域公園等の公園の整備を図る。また、樹林地、社寺境内地、河川沿いの緑地等で特に良好な緑地については緑地保全地区などの緑地保全策を検討する。市街地にあつては、市街地整備等に合わせて身近な公園や広場の整備を図る。

土地区画整理事業等の面的整備が行われた地区や新たな住宅地にあつては、緑豊かなまちづくりのために、地区計画制度や緑地協定等の必要性の検討を行う。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称等	規模	備考
広域公園	北薩広域公園	約102.3ha	約41.3ha 供用済
その他	<small>そうこうじ</small> 宗功寺公園	約0.6ha	

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区指定を行う予定のある地区は無いが、市街化の進行により良好な環境が喪失する恐れが生じた場合や住民からの要望がある場合など、必要に応じて指定するものとする。












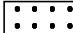


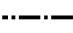




さつま都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



①この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。

②「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、
 整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

- | | | | | |
|---|---|--|--|---|
|  住宅地 |  農業ゾーン |  地域高規格道路 |  都市幹線道路(概ね整備済み) |  公園・緑地 |
|  商業地 |  樹林地ゾーン |  主要幹線道路(概ね整備済み) |  都市幹線道路(概ね10年以内に整備) |  河川 |
|  業務地 |  市街地開発事業(概ね10年以内に整備) |  主要幹線道路(概ね10年以内に整備) |  都市幹線道路(概ね10年以降) |  都市計画区域界 |
|  工業地 |  観光・レクリエーション地区 |  主要幹線道路(概ね10年以降) |  公園・緑地(概ね10年以内に整備) | |

